

* 墓地改葬許可申請について *

墓地・埋葬等に関する法律の規定により、埋葬されたお骨を移動させる(改葬)には市長の許可が必要になります。

改葬を希望される方は改葬許可申請書に記入し、必要書類を添付して市民協働課まで提出して下さい。

○必要書類

1. 改葬許可申請書
2. 受入証明書(原本)又は使用許可証(写し) ※改葬先の墓地管理者が発行したもの
3. 手数料 一体につき300円

郵送による申請の場合は、1及び2の書類のほかに下記を同封してください。

3. 定額小為替
4. 返信用封筒(申請者の住所及び氏名を記入し、切手を貼ってください。)
5. 本人確認ができる身分証明書の写し

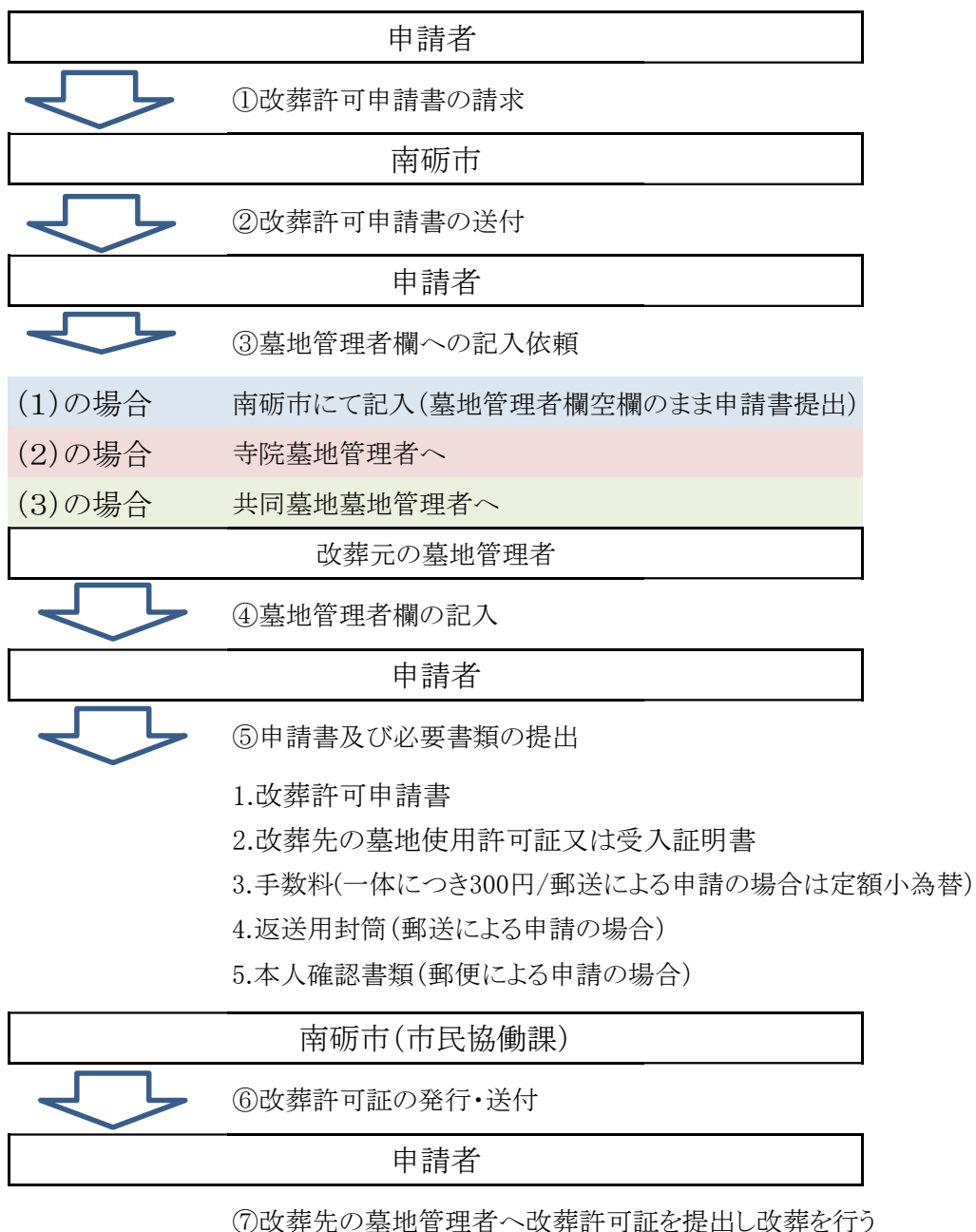
○改葬許可申請書の墓地管理者欄について(現在の墓地の管理者)

現在の墓地の管理者	必要事項
(1) 市営墓地の場合 城端墓地・井波墓地・福野墓地	市民協働課にて証明しますので、 申請書の墓地管理者欄は空欄でご提出ください
(2) お寺所有の墓地	申請書に寺院管理者の記名捺印
(3) 地区の共同墓地	申請書に共同墓地管理者(区長)の記名捺印

* 申請の流れについて *

手続きを始める前に・・・

遺骨を移動する改葬先を決め、改葬先の墓地管理者から墓地の使用許可書(使用承諾書、使用権利証等)又は受入証明書を取得してください。



市営墓地を使用している方で、改葬後墓じまいを検討されている場合は、墓石撤去後に「墓地返還届」の提出が必要になります。詳細については市民協働課までお問い合わせください。